**お　知　ら　せ**

（処遇改善手当、特定処遇改善手当、

　　ベースアップ等支援加算について）

2023.６.6

❶令和5年度「処遇改善手当」の支給について

「処遇改善手当」は毎年6月～翌年5月の間、毎月の給与支払日に一定額を支給しています。支給原資は国からの加算金ですが、その総額以上を皆さんに支給することになっています。

「処遇改善加算」の加算率は、療養介護は6.4%、児童発達支援8.1%、短期入所8.6%、医療型障害児入所施設7.9%、生活介護4.4%、となっています。支給対象は、介護福祉士・社会福祉士・保育士となっております。令和年5度は、25,000円/月を支給いたします。

尚、国から支給される加算金との整合性を図るため、3月と支給最終月の5月に支給額の増減することがあります。

❷令和5年度「特定処遇改善手当」の支給について

「特定処遇改善手当」は毎年6月～翌年5月の間毎月の給与支払日に一定額を支給しています。支給原資は国からの加算金ですが、その総額以上を皆さんに3つのグループに分けて支給することになっています。

なお、「特定処遇改善加算」の加算率は、療養介護は2.1%、児童発達支援1.3%、短期入所2.1%、医療型障害児入所施設4.3%、生活介護1.4%、となっています。

Aグループ：聖ヨゼフ医療福祉センターでの勤続が10年以上（令和5年4月1日現在）の福祉・介護職員（具体的には、介護福祉士・社会福祉士・保育士・公認心理士・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者及びこれらの職種に順ずる職員）に対し令和５年4月より令和６年3月まで（実際の支給は令和５年6月～令和６年5月）の間上限5,500円/月を支給します。非常勤職員には、雇用契約時間数を常勤換算して支給します。この場合も上限は5,500円です。尚、国から支給される加算金との整合性を図るため、3月と支給最終月の5月に支給額の増減することがあります。

Bグループ：聖ヨゼフ医療福祉センターでの勤続が10年未満の福祉・介護職員（職種は上記の通り）には上限4,000円/月を支給します。非常勤職員には雇用契約時間数を常勤換算して支給します。この場合も上限は4,500円です。尚、国から支給される加算金との整合性を図るため、3月と支給最終月の5月に支給額の増減することがあります。

又、看護職（病棟、通所、通園のみ）の方は勤続年数が10年以上でもこのグループに属します。

C：聖ヨゼフ医療福祉センターに勤務する福祉・介護職以外の職員で、本件改善手当支給等による賃金改善後の賃金の見込額（年額）が一定金額以下の場合、令和５年4月より令和６年3月まで（実際の支給は令和5年6月～令和6年5月）の間上限1,600円/月を支給します。非常勤職員には雇用契約時間数を常勤換算して支給します。この場合も上限は1,600円です。尚、国から支給される加算金との整合性を図るため3月と支給最終月の5月に支給額の増減することがあります。

➌ベースアップ等支援加算について

ベースアップ等支援加算が支給されています。金額は原則5,000円/月支給対象は、常勤職員（医師を除く）、非常勤職員（なお週20時間以下の勤務時間の方は除きます。また、雇用契約時間数を常勤換算して支給します。この場合も上限は5,000円。）です。既に令和５年４月より、給与にて支給を開始し、令和6年３月までの支給予定となります。ただし、事業の業績により、支給金額が変動いたしますので、令和6年３月分支給にて加算減算の調整をいたします。なお、各事業にける交付率は、療養介護は2.8%、児童発達支援2.0%、短期入所2.8%、医療型障害児入所施設3.8%、生活介護1.1%、となっています。

以上、ご不明の点がございましたらお尋ね下さい。

事務部長：中村雅幸